

第1回控訴審 原告が意見陳述（若狭町 石地さん）

「介護と有機農業の経験から 要援護者も農地も避難できず、原発との共存はできない」

☆地震動審査ガイドを無視した国の主張を批判し、控訴審も勝利しよう

6月8日大阪高裁で、大飯原発3・4号炉の設置変更許可取り消し裁判の第1回控訴審が開かれた。昨年12月4日の大阪地裁、原告勝訴の判決に対し国が控訴したため、原告は控訴棄却を求め控訴審に臨んだ。

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言が続く下で法廷の傍聴人数が減らされたが、傍聴券の抽選には約60名の原告・支援者が集まった。抽選の結果、法廷には原告・支援者約50名が出席した。記者席には約10名が座った。抽選に外れた支援者は、法廷終了後の報告・交流会まで待機して頂くことになった。

法廷では冒頭の5分間、マスコミ共同取材の撮影が行われ、当日夜のニュースで流れた。撮影後、裁判長が双方の書面を確認し、原告の意見陳述が行われた。



●原告、石地さん（若狭町）の陳述：「地震規模の『ばらつき』を無視して出された基準地震動を超える地震が襲い、原発事故になり故郷を追われ逃げ惑うことがあってはなりません」

一審原告の石地さん（福井県若狭町）が陳述を行った。

石地さんは、故郷は原発に依存し大きく変化したが、福井の原発の歴史は事故との共存の歴史でもあると述べた。地裁判決により県民の不安が高まり、県は2度の説明会を開いたが、そこでの規制庁の説明や回答によっても県民の不安や懸念は却って増している。コロナ禍での避難先が十分確保されておらず、住民への周知も徹底されていないにもかかわらず、県知事が40年超原発の再稼働に同意した。これは福島原発事故の教訓を蔑ろにしている。両親の介護を通じて関わってきた介護と、若い頃から取り組んできた有機農業について、「要介護者にとって住み慣れた環境を離れるのは死活問題です。農地は避難できません。私が関わっている二つのことは、原発との共存は出来ないことを突きつけています」と述べた。最後に、「地震規模の『ばらつき』を無視して出された基準地震動を超える地震が襲い、原発事故になり故郷を追われ逃げ惑うことがあってはなりません」、高裁でも大飯3・4号機の設置許可取り消し判決が出ることを、そして運転を止める執行停止の判決を望みますと約10分間の陳述を締めくくった。

裁判官も耳を傾けて聴いていた。陳述終了後、法廷に共感の拍手が響いた。

石地さんの陳述書 http://www.jca.apc.org/mihama/ooisaiban/gk_g_chinjutsu_ishiji20210608.pdf

●被告：陳述で、審査ガイドを無視した主張を展開

続いて、一審被告国の代理人が陳述を行った。被告が法廷で陳述を行うのは一審も通じて初めてのことだ。代理人は控訴理由書・第1準備書面陳述要旨を読み上げ、大阪地裁の判決を全

面的に否定し、原判決は速やかに取り消されるべきだと主張した。その中で、「地震モーメント（地震規模）は、・・・他のパラメータ（要素）を算出する過程で用いられる中間的なパラメータにすぎない」、「地震動に直接かつ大きく作用する支配的なパラメータの『不確かさ』で考慮することで保守的な地震動評価を行う必要があるが、『ばらつき』の考慮のために、別途、経験式によって算出されたパラメータ値の上乗せを検討する必要はないというのが地震学・地震工学における一般的な考え方である」と審査ガイドを無視した主張を展開した。その根拠として国側の3人の専門家（川瀬氏、入倉氏、釜江氏）の意見書を証拠として出していることを強調した。

●原告：国主張の、ばらつき条項に対する「適用範囲論」は成り立たない

原告側は弁護士2名が控訴答弁書の要旨を陳述し、国の控訴理由書に反論し、棄却を求めた。

国は控訴理由書で、大阪地裁判決で否定された主張——地震動審査ガイドのばらつき条項第2文の「経験式が有するばらつきの考慮」は、第1文の「経験式の適用範囲」を確認する際の留意点だとするもの（適用範囲論）——を繰り返し、第2文は地震規模の設定における上乗せ

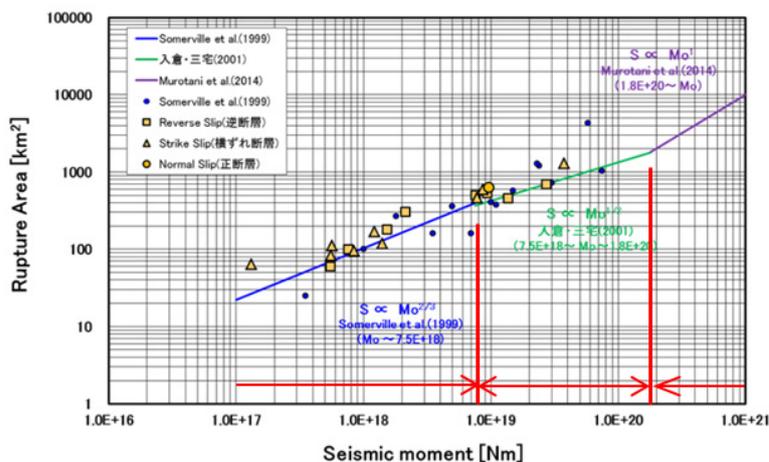


図2(a) 断層破壊面積(S)と地震モーメント(Mo)の関係

を要求するものではないと主張している。これに対し大橋弁護士は、経験式とその適用範囲（地震規模 M_0 の範囲）、観測データを示す図（控訴答弁書13頁）（上図）を示し、地震規模 M_0 がどの範囲に入るかを確認するためには、ばらつき（経験式と観測データの乖離）の程度は関与しないことは明らかであり、「適用範囲論」は成り立たないと主張した。

●原告：国主張の「震源断層面積Sがばらつきの要因」は誤り

地震規模 M_0 の上乗せは震源断層面積 S の値に置き換えることはできない

国は、「震源断層面積 S の値に不確かさがあることが S と M_0 の関係を示す観測データのばらつきが生じる一要因になっている」とし、「 S 値の設定値で不確かさを考慮して大きな値を設定しながら、その上不確かさを反映して算出した M_0 の値に更に観測データのばらつきの上乗せをするのは不合理である」と言う。しかし、これはばらつきの本質に反している。

地震規模の定義式は、 $M_0 = \mu D S$ （地震規模 = 剛性率 × 平均すべり量 × 断層面積）である。

入倉・三宅式などの経験式は、 M_0 と S だけの関係と捉えているが、実際には M_0 には μ も D も関与してくる。だから、実際の M_0 にはばらつきが生じる。 S の不確かさを考慮しても M_0 のばらつきは別に考慮しなければならない。

●原告：国「短周期の地震動レベル1.5倍は地震モーメント3.375倍と等価」はごまかし

関電は、新潟県中越沖地震を踏まえた原子力安全・保安院の指示（2008年）に基づき、短周期の地震動レベルを1.5倍にして地震動評価をしている。このことについて国は、短周期レベルAを1.5倍するのと同等で、地震モーメント M_0 の値を3.375倍するのと等価ということができると述べている。ばらつきの考慮として1標準偏差を上乗せすると M_0 の値は2.41倍になる

ことに対して「不確かさを考慮し、十分に保守的な設定」を行ったかのように主張している。しかし、これは「短周期の地震動レベル」(地表面付近での揺れのレベル)と「短周期レベルA (震源における加速度のレベル) をわざと混同し、あたかも「短周期レベルA」が1.5倍されたかのように見せかけるごまかしである。実際に関電が審査会合に出した断層パラメータ表は基本ケースと「短周期1.5倍」ケースで共通である。したがってM₀とAの値は両者で同じになっており、1.5倍などになっていない。よって国の主張は誤りである。

陳述後、裁判長は、法廷後に進行協議を行い、裁判所が出す「審議計画」について意見を聞きたいと述べ、法廷を閉じた。

原告・支援者は、報告・交流会の会場であるAP大阪淀屋橋に移動した。原告弁護士6名全員と原告共同代表の小山さん、事務局1名が進行協議に出席した。

●報告会で進行協議の報告・・・裁判所は3つのテーマの技術説明会（プレゼン）を提案

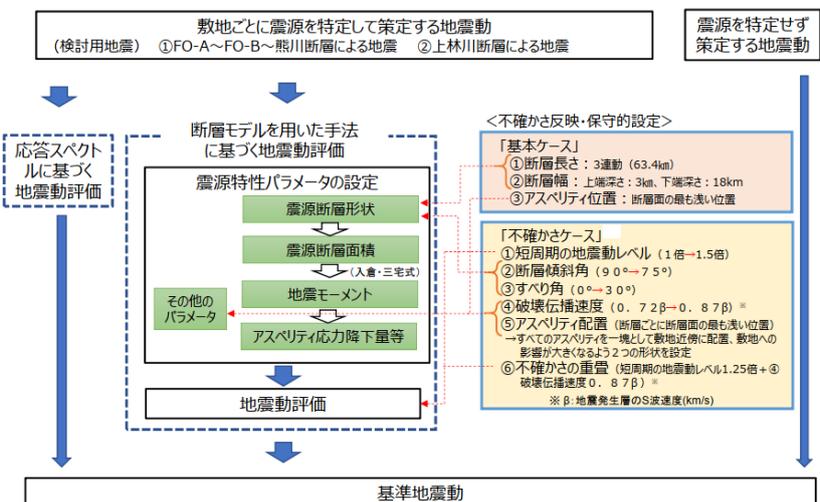
報告会では、まず石地さんが陳述の感想を短く述べ、続いて事務局から原告の控訴答弁書の紹介を行った。進行協議が早く終わり、弁護士等が会場に到着したため、進行協議等の報告に切り替えた。



まず谷弁護士から進行協議について報告があった。

- ・裁判所からの「審議計画」の提案は、次の3つのテーマで技術説明会を何日か期日をとって行うというもの。
 - ①基準地震動策定についての規制委の判断の合理性について、
 - ②敷地内活断層について、
 - ③放射性物質拡散の抑制について。
- ・また「加圧水型炉の建物について証拠にも出ておらず、イメージがわからない」ので、大飯発電所の説明図を出すこと。(関電に対して) 見学者用のわかりやすい資料があるのなら参考資料として出して欲しいと要望があった。
- ・説明は国と事業者(関電)から受けることになると思うが、原告も反論的な説明者を立てても良い。説明後、質問を交わしながら裁判所として理解を深めたい。説明会終了後に、双方が最終準備書面を提出し、結審するというのが大まかな見通し。
- ・この提案に対し、国は持ち帰って検討すると答えた。裁判長が次回進行協議で進行について意見を聞き、次々回くらいでスケジュールを決めるようにしたいと述べ、国も同意した。次回進行協議は10月8日(金)に行うことになった。

続いて大橋弁護士から、法廷での陳述について説明を受けた。参加者に対して「この図がわかりやすい」として、国控訴理由書92頁の図10(右図)を紹介し、この図の中の「不確かさ反映・保守的な設定」のどの項目も、震源断層面積から入倉・三宅式により地震モーメント(地震規模)を求める箇所には含まれていない。



【図10 本件発電所の基準地震動の策定における不確かさの考慮の内容】

地震規模を求める際のばらつき考慮は、各種の不確かさ考慮とは別に必要であることは明らかだと述べた。

小山さんは、今後の課題として、意見書を基に国が出している『『ばらつきの考慮』は『不確かさの考慮』に包み込まれている』との論理のからくりを暴くことだと提起した。

●交流会で美浜3号の再稼働反対、関電マネー徹底究明等の取り組みについて報告と議論

・交流会ではまず、おおい原発止めよう裁判の会／避難計画を案ずる関西連絡会から、美浜3号の再稼働を止めようとのリーフレット*等による報告があった。原発の運転「40年ルール」を守らせることが脱原発への道、火山灰の層厚見直しで、燃料取替用水タンクが火山灰と雪の重みで壊れる危険があること、原発事故時の避難先自治体へのアンケートで、6割の自治体がコロナ禍で避難所が足りないと答えていること等を紹介した。

*リーフレットはこちら→ http://www.jca.apc.org/mihama/bousai/leaf_mihama20210607.pdf

・続いて石地さんは、6月23日予定の美浜3号の起動に対し、福井で新聞折り込みやアンケート用紙のポスティング等の取り組みが予定されていることを紹介し、知事への署名への協力を呼びかけた。また、テロ対策等施設が未完成のため美浜3号は10月には停止することが決まっているので、それ以降も動かさせないための取り組みを、県議会・立地自治体・周辺自治体に対して関西・中京の人々と一緒に準備していきたいと述べ、協力を訴えた。

・関電原発マネー不正還流の徹底究明を求め、刑事告発と株主代表訴訟に取り組んでいる方から報告があった。原発マネーがいかにか汚い金として地元にとされ、関電役員に返ってきたのかの全貌を明らかにしたい、このような関電に危険な原発を任すわけにはいかないと述べ、起訴を求め大阪地検前行動（6月28日午後1時）への参加を呼びかけた。また、不起訴になった場合は検察審査会に不起訴不当を申し立てるので協力を、と述べた。

・原告から、SNSやYouTubeなどを活用した情報発信も進め、仲間を増やしていこうとの提案や、地裁での勝訴と老朽炉がテロ対策等施設未完成で止まるという2つのチャンスを是非活かしていこうとの発言があった。

最後に、次回法廷の日程が決まったらメーリングリスト等で知らせるので是非集まってくださいと呼びかけ、終了した。

当日提出の書面について

- ・控訴人（一審被告）である国からは、控訴理由書（2月5日付）、第1準備書面、一審原告の控訴理由書に対する答弁書（6月8日付）、控訴理由書・第1準備書面意見陳述要旨（6月8日付）及び証拠書類が提出された。
- ・被控訴人（一審原告）からは、控訴答弁書（6月3日付）、証拠、及び原告適格に関する一審原告7名の控訴理由書（2月9日付）が提出された。

陳述書、控訴答弁書など書面はこちら→ http://www.jca.apc.org/mihama/ooisaiban/ooisaiban_gyouso_room.htm

2021年6月22日 おおい原発止めよう裁判の会事務局